

	開催回数	発言者	意見内容
1	第 2 回	西村委員	条文そのものについては、馴染みやすい言葉で誰にでも分かるような形にして、解説文の中で、条文の定義や解釈についての説明を加えるということにしてはどうか。
2	第 2 回	西村委員	第 1 章の目的の部分で、「保障」というのは何を意味するのかということについて、具体的に説明を加えたほうがわかりやすいのではないか。
3	第 3 回	西村委員	子どもにも分かりやすくということで、条文の言葉をいろいろ言い換えた結果、訳の分からないものになってしまっただけでは意味が無いので、簡単な言葉に置き換えるのが難しい表現については、解説できちんと説明をするということにしてはどうか。
4	第 3 回	宮崎会長	条文全体のスタイルについては、中学生でも分かる程度として、子どもバージョン、あるいは逐条解説を作るということによいか。
5	第 4 回	宮崎会長	育ち学ぶ施設の責務として、(鳴海臨時委員より出された意見の)「その時々に応じた、その子その子の最善の利益を考慮する」という考え方に関しては、解説の中で説明できることなので、条文への加筆は必要ないということになると思う。
6	第 5 回	石橋臨時委員	(「子どもの最善の利益」という表現を「子どもにとっての本当のしあわせ」に言い換えるという起草委員の修正案に対して)「子どもの最善の利益」という表現は、ジュネーブ宣言以来使われている表現であり、子どもの権利条約や、各自治体の条例の中でも使われていることから、前文の中に「子どもの最善の利益」という言葉をかっこ書きで入れ込むなり、解説の中で反映させるという配慮も必要であるかと思う。
7	第 5 回	石橋臨時委員	第 4 章(救済機関について)の条文は、ある程度難しい表現でしか書けないだろうと思うので、解説の中で説明を加えていく必要があると思う。
8	第 5 回	宮崎会長	(子ども委員からの「子どもの権利擁護委員」の内容がわかりづらいという意見に対して)権利擁護委員については、少し分かりづらいと思うが、子ども向けの解説書の中では詳しく説明をしたいと思う。
9	第 7 回	宮崎会長	この条例がいきなり出てきたものではなく、子ども総合計画の中で、前期計画のときからの基本理念として「子どもの権利を尊重する」というのがあり、そこから続いているのだということの前文に盛り込みたいと思う。詳細については、解説の中で説明することにしたい。
10	第 7 回	鳴海臨時委員	第 2 章(子どもにとって大切な権利)について、「安心して生きる権利」に、「いじめ、虐待、体罰、有害な環境」とあるが、いじめられているという申立てがあったときに、それがいじめなのか、いじめでないのか、救済の対象になるのか、ならないのかということで、この条例を基にして救済委員が動くということになると思うので、何をいじめとするのか、有害な環境とは何なのかということ、解説の中できちんと書いておかなければならないと思う。同じように、「意見を表明し参加する権利」では、「表現すること」、「表明すること」、「主張できること」という言葉が出てくるが、思ったこと、感じたことを表現するとはどういう行為のことを言うのか、自分の意見を表明するとはどういうことなのか、主張とはどういうことなのかということ、子どもたちに分かってもらえるように、うまく解説していくことがとても大事だと思う。

	開催回数	発言者	意見内容
11	第 7 回	鳴海臨時委員	子どもの願いが全て叶うということが最善の利益ではないのだということを、子どもにも分かるように解説の中で書くことができれば良いと思う。
12	第 8 回	鳴海臨時委員	この条例で使っている「適切」という言葉は、どこかに絶対正しい「適切」があり、それに基づいて対応するというのではなく、今のその子どもにとっての最善は何かということ、当事者の子どもも踏まえ、みんなで探っていき、そこで出てきたものが適切なんだということを、解説の中で説明してほしい。
13	第 9 回	沼田委員	子どもの権利条約的に言えば、16歳で結婚した人は青年女性であって児童ではないということになるが、条例では16歳で結婚した女子も児童だと言うのか。詳しくは、解説の中で説明するということになるかと思うが、どうか。